

自然災害等における市内保育園卒園児に関わる臨時休園措置等の基準

**台風等による避難情報発表時の対応** 災害対策基本法等一部改正：令和3年5月20日施行

	発令される避難情報	目安	措置
登園前	高齢者等避難（市長が発令）	【警戒レベル3】	登園自粛（保護者判断）
	避難指示（市長が発令）	【警戒レベル4】	原則休園
	緊急安全確保（市長が発令）	【警戒レベル5】	
在園中	高齢者等避難（市長が発令）	【警戒レベル3】	通常保育（保護者判断による園児の引渡し）
	【警戒レベル4】避難指示（市長が発令）	【警戒レベル4】	安全確認後、園児引渡し引渡し完了後、休園
	【警戒レベル5】緊急安全確保（市長が発令）	【警戒レベル5】	

※居住地と園が位置する場所で避難情報が異なる場合があります。市から発表される情報を確認し、園が位置する地域の情報に沿って措置を行います。

**大規模地震（震度5弱以上）発生時の対応**

	発生する事象	措置
登園前	地震発生（震度5弱）	登園自粛（保護者判断）
	地震発生（震度5強以上）	原則休園
在園中	地震発生（震度5弱）	安全確認後、園児引渡し引渡し完了後、状況に応じて休園（園判断）
	地震発生（震度5強以上）	安全確認後、園児引渡し引渡し完了後、休園

◆登園自粛（台風等：警戒レベル3、地震：震度5弱）の場合でも、施設に危険がある場合など、各園の状況に応じて休園としてください。

◆停電等が発生し、園において午前6時30分の時点で電気または水道が不通の場合は、基本、休園とします。

電気と水道の両方が復旧するまで休園は継続となりますが、どうしても保育を必要とする保護者に対しては、状況により受入れを検討してください。

※給食は非常食やお弁当で対応

夏季はエアコンが稼働できないことから、気温により休園を継続 など